

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書（別表１）

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合における純資産額の計算のために使用します。各項目において計算した「①」から「⑤」欄の額について、第1表の付表5の「①」から「⑤」の各欄へ転記します。

なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

特 定 一 般 社 団
法 人 等 の 名 称

1 相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等が有する財産の価額の明細

種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。

(注) 信託の受託者として有しているもの及び被相続人から遺贈により取得したものは除きます。

種 類	細 目	価 額
		円
合 計		①

2 債務の金額の明細

種類・細目の異なるごとに記入し、「金額」欄にはその合計額を記入します。

(注) 信託の受託者として有するものは除きます。

種 類	細 目	金 額
		円
合 計		②

3 国税又は地方税の金額の明細（相続開始以前に納税義務が成立したもの）

(注) 相続開始以前に納付すべき税額が確定したもの(上記2に記入します。)及び被相続人の死亡につき課される相続税は除きます。

税 目	国又は地方公共 団体等の名称	納税義務が成 立した日	金 額
		・ ・	円
		・ ・	
合 計			③

4 被相続人の死亡により支給する退職手当金などの明細

支払年月日	退職手当金 などの名称	受取人の氏名	金 額
・ ・			円
・ ・			
合 計			④

5 基金の額の明細

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の額を記入します。

拠出者の氏名 又は名称	拠出者の住所又は所在地	金 額
		円
合 計		⑤

6 同族理事の数の明細

相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の理事のうち、同族理事に該当する者の氏名及び被相続人との続柄を記入します。

氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄
				同族理事の数	⑥ 人

第1表の付表5（別表1）（令和6年1月分以降用）

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合における純資産額の計算のために使用します。各項目において計算した「①」から「⑤」欄の額について、第 1 表の付表 5 の「①」から「⑤」の各欄へ転記します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等有する財産の価額の明細」は、その財産の種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」欄は、土地、家屋等、現金・預貯金等又は有価証券など、その財産の種類を、「細目」及び「価額」欄は、第 11 表の付表 1 から付表 4 に準じて記入します。
- 3 「2 債務の金額の明細」は、その債務の種類・細目の異なるごとに記入し、「金額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」、「細目」及び「金額」欄は、第 13 表に準じて記入します。
- 4 「3 国税又は地方税の金額の明細（相続開始以前に納税義務が成立したもの）」については、「税目」欄に「法人税」、「事業税」及び「固定資産税」などの税目とその年度を記入します。なお、相続開始以前に納付すべき税額が確定したものは「2 債務の金額の明細」に記入します。
- 5 「4 被相続人の死亡により支給する退職手当金などの明細」は、相続税法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する給与の額について記入します。また、各欄については第 10 表に準じて記入します。
- 6 「5 基金の額の明細」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の額を記入します。
- 7 「6 同族理事の数の明細」は、相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の理事（被相続人は含まれません。）のうち、同族理事に該当する者^(注)の氏名及び被相続人との続柄を記入します。

（注） 被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又はその特定一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者であつて被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を同族理事の数に加えるものとされているため、その死亡した者についても記入します。